

京都府歯と口の健康づくり推進条例に基づく 京都府歯と口の健康づくり基本計画（第3次）の概要について

令和6年3月
健康福祉部

1 計画の趣旨

本計画は、京都府歯と口の健康づくり推進条例（平成24年京都府条例第67号）第15条第1項の規定により、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口の健康づくりに関する基本的な計画（第3次）として策定する。

2 計画の期間

令和6年度から11年度までの6年間

3 基本方針

- (1) 歯と口の健康づくりを通じた健康寿命の延伸、健康格差の縮小
- (2) 歯科疾患の早期発見・早期治療、生涯にわたっての歯科健診の受診
- (3) ライフステージに応じた知識の普及啓発による歯科疾患の予防
- (4) 定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健・歯科医療の充実
- (5) 歯科口腔保健・歯科医療を推進するために必要な社会環境の整備

4 ライフステージの特性を踏まえた施策の実施

(1) 乳幼児期

- ・フッ化物塗布・洗口等によるむし歯予防の推進
- ・健全な歯・口腔の育成などに関する知識の普及

(2) 学齢期

- ・フッ化物洗口等によるむし歯予防の推進
- ・学校における歯科口腔保健指導の実施

(3) 成人期

- ・受診啓発等による歯科健診受診者の増加促進
- ・歯科疾患予防のための知識の普及
- ・妊産婦に対する歯科健診・歯科口腔保健指導を実施する市町村の増加

(4) 高齢期

- ・むし歯や歯周病の減少による歯の喪失を予防
- ・オーラルフレイル予防、口腔機能の維持・向上による介護予防の推進
- ・高齢者への食育・食支援の推進
- ・高齢者施設等での歯科健診や口腔衛生管理の実施

(5) 障がい者（児）・介護を必要とする者

- ・障がい者（児）や要介護者の歯科保健医療・口腔衛生管理の充実

- ・医療・保健・福祉の連携による歯科保健医療・口腔衛生管理の推進
- ・障がい者（児）施設等での歯科健診や口腔衛生管理の実施
- ・障がい者歯科診療体制の充実

（6）全ての年齢層（共通）

- ・歯と口の健康づくりに関する情報の提供や知識の普及啓発
- ・歯科疾患予防・重症化予防の推進
- ・歯科健診受診者の増加
- ・食育の推進

5 歯と口の健康づくりの推進のための環境整備等に関する施策の実施

| 対 策 | 内 容 |
|---|---|
| ① 人材育成等 | ・歯科医療等業務に従事する者や介護従事者等に対する情報の提供や研修の充実 |
| ② 歯科と医科・薬局等との連携の推進 | ・誤嚥性肺炎の予防や糖尿病等の生活習慣病患者の歯周疾患予防や治療にあたり、多職種連携を推進 ・がん患者等の周術期において、歯科と医科や病院歯科とかがかりつけ歯科等との連携を図り、口腔機能管理を推進 |
| ③ 在宅歯科医療の充実 | ・在宅歯科医療を行うための人材育成、京都府歯科医師会が運営する口腔サポートセンターを在宅歯科医療連携拠点として活用し、円滑に在宅歯科医療が受けられるよう多職種連携を推進 |
| ④ 大規模災害時（感染症まん延時等を含む。）における歯科口腔保健・歯科医療のための体制整備 | ・歯科口腔保健の保持のため、大規模災害時の歯科医療資源の確保、人材育成・確保等、速やかに口腔ケア等の対応が行えるよう歯科保健医療の提供体制を整備 |
| ⑤ 口腔保健支援センターの設置・運営 | ・口腔保健支援センターを設置し、歯科疾患の予防・重症化予防、歯と口の健康格差の縮小のため、総合的かつ計画的に歯科保健医療の充実に向けた取組を推進 |
| ⑥ 京都府民歯科保健実態調査の実施 | ・歯科口腔保健の推進状況、本計画の指標等を適切に評価するため、おおむね6年ごとに京都府民歯科保健実態調査を実施 |
| ⑦ 府民運動の推進 | ・府民の関心と理解を深めるため、よい歯の日、歯と口の健康週間及びいい歯の日記念週間を設け、啓発イベントなど府民運動を展開 |

6 計画の推進体制と進行管理

行政機関、関係団体、学識経験者等からなる「京都歯と口の健康づくり推進協議会」を設置し、毎年度、計画の進行管理を行う。